

旭川市議会議録 第5号

○令和7年12月11日（木曜日）	20番	中野	ひろゆき
開議 午前10時00分	21番	えびな	安信
散会 午前11時29分	22番	高橋	ひでとし
	23番	菅原	範明
	24番	佐藤	さだお
○出席議員（34名）	25番	石川	厚子
1番 横山 啓一	26番	能登谷	繁
2番 いしかわ まさき	27番	高見	一典
3番 笠井 まなみ	28番	金谷	美奈子
4番 あべ なお	29番	高花	えいこ
5番 中村 みなこ	30番	中村	のりゆき
6番 江川 あや	31番	安田	佳正
7番 上野 和幸	32番	松田	卓也
8番 植木 だいすけ	33番	福居	秀雄
9番 小林 ゆうき	34番	杉山	允孝
10番 駒木 おさみ			
11番 皆川 ゆきたけ			
12番 たけいし よういち			
13番 石川 まさゆき			
14番 沼崎 雅之			
15番 まじま 隆英			
16番 高橋 紀博			
17番 品田 ときえ			
18番 塩尻 英明			
19番 高木 ひろたか			

○説明員

市長	今津 寛介
副市長	中村 寧
副市長	菅野 直行
副市長	榎井 正将
総合政策部長	熊谷 好規
行財政改革推進部長	浅利 豪
総務部長	和田 英邦
経済部長	三宮 元樹
農政部長	林 良和
教育長	野崎 幸宏
水道事業管理者	佐藤 幸輝
病院事業管理者	石井 良直
市立旭川病院事務局長	木村 直樹
監査委員	大鷹 明

○事務局出席職員

議会事務局長	稻田 俊幸
議会事務局次長	林上 敦裕
議事調査課長補佐	小川 智之
議事調査課主査	信濃 孝美
議事調査課書記	高橋 理恵

○会議録署名議員

9番	小林 ゆうき
21番	えびな 安信

○議事日程

日程第 3 議案第 2 号
日程第 3 議案第 3 号
日程第 3 議案第 4 号
日程第 3 議案第 5 号
日程第 3 議案第 6 号
日程第 3 議案第 7 号
日程第 3 議案第 8 号
日程第 3 議案第 9 号
日程第 3 議案第10号
日程第 3 議案第11号
日程第 3 議案第12号
日程第 3 議案第13号
日程第 3 議案第14号
日程第 3 議案第15号
日程第 3 議案第16号
日程第 3 議案第17号
日程第 3 議案第18号
日程第 3 議案第19号
日程第 3 議案第20号
日程第 3 議案第21号
日程第 3 議案第22号
日程第 3 議案第23号
日程第 3 議案第24号
日程第 3 議案第25号
日程第 3 議案第26号
日程第 3 議案第27号
日程第 3 議案第28号
日程第 3 議案第29号
日程第 3 議案第30号
日程第 3 議案第31号
日程第 3 議案第32号
日程第 3 議案第33号
日程第 3 議案第34号
日程第 3 議案第35号
日程第 3 議案第36号
日程第 3 議案第37号
日程第 3 議案第38号

日程第3 議案第39号

日程第4 報告第1号

○追加議事日程

日程第6 議案第40号 旭川市教育委員会教育長の任命について

○本日の会議に付した事件

- | | |
|------------------------------|--------|
| 1. 大綱質疑 (能登谷 繁議員、金谷美奈子議員) | |
| 1. 補正予算等審査特別委員会の設置について | (可決) |
| 1. 議案第40号 旭川市教育委員会教育長の任命について | (原案同意) |
| 1. 休会について | (決定) |
-

○議長（福居秀雄） ただいまから、開会いたします。

本日の出席議員は、全員でありますので、これより前日に引き続き会議を開きます。

○議長（福居秀雄） 本日の会議録署名議員には、9番小林ゆうき議員、21番えびな安信議員の両議員を指名いたします。

○議長（福居秀雄） ここで、事務局長から報告をいたします。

○議会事務局長（稻田俊幸） 御報告申し上げます。

議事日程について、本日の議事日程は前日の続行であります、さらに、御配付申し上げております議事日程追加表のとおり、本日の議事に追加をいたします。

なお、その朗読は省略をいたします。

以上。

○議長（福居秀雄） それでは、これより本日の議事に入ります。

日程第3、議案第2号ないし議案第39号の令和7年度旭川市各会計補正予算とこれに関連を有する議案及び単独議案の以上38件を一括して議題といたします。

これより、大綱質疑に入ります。

発言の通告がありますので、順次、発言を許します。

能登谷議員。

（能登谷議員、質疑質問席に着席）

○能登谷 繁議員 それでは、議案第2号、令和7年度旭川市一般会計補正予算について伺います。

通年生涯スポーツ振興費に432万9千円の補正予算が計上されています。その内容について、事業の目的、補正の内容について伺います。

この補正財源には企業版ふるさと納税が使われていますが、これまでの企業版ふるさと納税の状況についてもお示しいただきたいと思います。

企業版ふるさと納税の課題について。

企業の通常の寄附行為であれば、企業は30%を損金として算入できるため、実質の企業負担は70%となります。一方、企業版ふるさと納税では、この30%に加えて、地方税の法人住民税、法人事業税、国税である法人税の税額控除が最大60%まで可能になり、合計で90%の減免が受けられることになります。したがって、企業は実質10%の負担で社会貢献ができるというものです。

例えば、A社がBというスポーツ団体を応援し、500万円の寄附をしたい場合、直接寄附すると30%は税額控除できますが、残り70%の350万円は企業の負担になります。一方で、ふるさと納税でBスポーツを応援する事業に使ってほしいと寄附した場合は、90%の減免ができるので、実質50万円の負担で応援することができる、大変お得なことになります。しかも、自治体

は、その意向に沿ったスポーツ教室などを開催し、Bスポーツやその関連団体に請け負ってもらうなどが可能になっていきます。結局、企業が直接寄附するより負担が少ない、自治体が教室をやってくれる、関連会社が委託を受けることも可能になり、間接的な利益を得ることも可能になるのではないかでしょうか。これらについての市の認識をお示しください。

また、ふるさと納税の企業におけるメリット、デメリット、自治体にとってのメリット、デメリットはどのように認識しているのかもお聞かせいただきたいと思います。

議案第11号、令和7年度旭川市病院事業会計補正予算についても伺います。

病院会計に経営改善推進事業として21億2千800万円を限度とする企業債が追加されました
が、その内容を伺いたいと思います。

また、市立旭川病院の経営状況について、決算見込みも出ているでしょうから、詳しい内容をお聞かせいただきたいと思います。

市立旭川病院の経営改善の取組をどのように行うのか、現在の取組、今後の方向性も含めてお示
しいいただきたいと思います。

診療報酬の影響と課題についても伺います。

厚生労働省が11月26日の中央社会保険医療協議会、中医協総会に報告した医療経済実態調査
の結果では、一般病院の7割超えが2024年度の決算で赤字経営に陥っていたことが分かりました。
物価高騰や人手不足などで厳しい経営と存続の危機に直面している医療機関の実態が同調査で
明らかになりました。

また、全国自治体病院協議会の調べでは、2024年度における自治体病院の決算状況は、8
6%が経常赤字、95%が医業赤字という異常事態であることも分かりました。全国の一般病院の
約7割が赤字、公立病院の中では約9割が赤字ということになります。コロナ禍後であっても感染
症への備えは残り、加えて、人件費や物価高騰によって経営が圧迫されています。公的医療機関は
もうけ本位で運営しているわけではなく、公定価格の診療報酬による収入がほとんどです。

市立旭川病院の経営状況は、国の診療報酬の在り方に大きな影響を受けていると考えますが、認
識をお聞かせください。

議案第12号、旭川市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について、機構改革案が示さ
れていますが、具体的な内容を伺いたいと思います。

今津市長は、2年前にも機構改革を行い、いじめ防止対策推進部や行財政改革推進部、女性活
躍推進部を鳴り物入りで設置しました。これらはまた姿を変えるようですが、2年半で十分な成果
を得られたのでしょうか。前回の機構改革についての到達点と今後の課題をどのように整理されて
いるのか、市長の見解を伺いたいと思います。

これまでの旭川市の大きな機構改革といえば、中核市に移行した際に、市立の保健所を持ち、北海
道から多くの事務が移行してきたことに伴って行われたことがありました。そのときに、財政部
が企画部と一緒に、ブレーキとアクセルを一体に管理すると言っていました。また、国の法改
正や地方分権に伴う機構改革もありました。

市は、これまでの機構の変遷をどのように見ているのか、認識を伺いたいと思います。

今回の機構改革は法改正や地方分権などとは違うようですが、今回の機構改革のテーマと主な変
更点、なぜ今なのかについてもお示しいただきたいと思います。

以上、1回目とします。

○議長（福居秀雄） 今津市長。

○市長（今津寛介） いじめ防止対策推進部、行財政改革推進部、女性活躍推進部の3部につきまして、それぞれの到達点及び今後の課題についてでございます。

まず、いじめ防止対策推進部につきましては、いじめ防止対策「旭川モデル」の構築を行い、市長部局が学校、教育委員会と一体となって、いじめの未然防止、早期発見、重大化の防止に取り組むことで、結果といたしまして、いじめの認知件数、相談件数、重大事態の認定件数がいずれも増えた一方で、不登校対策をはじめとして、児童生徒や保護者の抱える多様な課題やニーズへの対応が求められる中で、マンパワー不足や他部局とのさらなる連携の必要性が感じられているところでございます。

行財政改革推進部につきましては、本市の貴重な財源となっておりますふるさと納税や企業版ふるさと納税において、昨年度はいずれも過去最高の寄附額を獲得していることに加え、行財政改革推進プログラム2024を策定し、おおむね予定どおり進行しているところであります。DXに関しては、新たにDX加速化方針を策定し、職員が自主的に業務アプリ開発に取り組むなど、府内のDXに対する機運が高まっていますが、依然として厳しい財政状況に対して、さらなる行財政改革の徹底と自主財源の確保が必要とされているところでございます。

女性活躍推進部につきましては、それまで府内の各部局において、所管の範囲内で行ってきた女性活躍に関する施策を有機的に結びつけて実施することができ、市民に寄り添った事業展開が可能になりました。働く女性への支援や相談体制の強化にもつながった一方で、ジェンダー平等や女性活躍支援、困難女性への支援など幅広い業務に取り組む上では、他部局とのさらなる連携の必要性が感じられているところでございます。

○議長（福居秀雄） 菅野副市長。

○副市長（菅野直行） 補正予算案のうち、通年生涯スポーツ振興費432万9千円についてでございます。

本年5月に、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社から500万円の企業版ふるさと納税をいただいたことを受けまして、来年2月の市民スポーツの日関連事業などとして、トップアスリートを招聘し、子ども向けスポーツ教室の開催とともに、ヴォレアス北海道のホームゲームを盛り上げようとするものでございます。

○議長（福居秀雄） 浅利行財政改革推進部長。

○行財政改革推進部長（浅利 豪） まず、企業版ふるさと納税の実績についてでございますが、令和5年度は寄附件数が17件で1千170万円、令和6年度は寄附件数で34件で6千372万円、令和7年度は、11月末現在で申し上げますと、寄附件数が19件で1千777万8千45円となってございます。

次に、企業版ふるさと納税における間接的な利益に対する考え方についてでございますが、制度上、寄附の見返りとして直接的な経済的利益等を受け取ることは禁止されてございますが、間接的な利益につきましては、法令上、具体的な禁止事項が規定されていないことから、内閣府の制度解説を参考にしながら経済的利益の供与に該当するか否かを判断することになるものと認識しております。

したがいまして、御質問のケースにつきましては、委託先の選定において公正な手続を経ているかどうかにより判断すべきものと考えてございます。

次に、企業側のメリットとデメリットについてでございますが、まず、メリットといたしましては、寄附額の最大9割が税額控除となるほか、企業のCSR活動として対外的にPRできることや、地方創生への寄与による企業イメージの向上などが挙げられます。

一方、デメリットといたしましては、最大9割が税額控除されるものの、残り1割の実質負担があることや、税額控除を受けるためには、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに寄附する必要があるため、寄附対象に一定の制限があることなどが挙げられます。

次に、自治体側のメリットとデメリットについてでございますが、最大のメリットといたしましては、地方創生事業の実施に必要な財源が確保できることでありまして、このことによりまして、既存事業の拡充でありますとか新規事業の創出の可能性が広がることが考えられます。また、官民連携による持続可能な地域づくりの実現や地域発展のための共創関係の構築につながるといったことも挙げられます。

一方、デメリットといたしましては、企業版ふるさと納税は企業の任意で行うものであります、年度ごとに寄附額が変動しやすく、安定した収入源になりにくいことが挙げられます。

次に、これまでの機構改革についてでございますが、議員の御指摘のとおり、中核市移行でありますとか国の法改正、制度改正に伴って行ってきたほか、その時々の社会情勢を踏まえた政策課題への対応や市民サービスの向上、業務の効率化などを目的にして行ってきたものと認識しているところでございます。

次に、今回の機構改革についてでございますが、法改正などによるものではなく、マネジメントの視点によって行政運営に取り組むこととした行財政改革推進プログラム2024の考え方に基づき、魅力ある都市の市役所としての機能強化と持続可能な行政運営をテーマとして組織機構の見直しを進めてまいりました。

主な変更点といたしましては、いじめ防止対策推進部と女性活躍推進部の業務を現在の子育て支援部に集約し、さらには、新たに若者に関する施策にも取り組むこととして、その部の名称をこども・女性・若者未来部と改めたほか、総合政策部の一部と行財政改革推進部、税務部の全部の業務を集約し、新たに行財政改革部として歳入歳出を一元的に管理し、行財政改革をさらに推し進め、財政基盤の強化を図ろうとするものなどでございます。

また、機構改革の時期につきましては、今津市長1期目の終了を見据えておおむね1年程度前から検討を開始しておりましたが、2期目に入ったことや、新たな市長公約の実現に向けて、改めて現在お示ししている組織改正について実施の判断をしたところでございます。

○議長（福居秀雄） 木村病院事務局長。

○市立旭川病院事務局長（木村直樹） 最初に、今回追加した経営改善推進事業債につきましては、全国的に厳しい経営環境にある中、収支改善に取り組む公立病院の資金繰りを支援し、経営改善を促進するため、令和7年度から令和9年度までの時限措置として新設されたものでございます。

その発行可能額につきましては、資金不足額と経営改善で得られる効果額を比較して小さい額とされております。当院においては、収益の増加及び費用の削減の各種取組により、経営改善で得ら

れる効果額を積算した経営改善実行計画を総務省に提出し、このたび、21億2千800万円の借入れが認められたところでございます。

次に、当院の経営状況でありますと、10月末現在における令和7年度病院事業会計決算見込みにつきましては、今定例会に資料として配付しておりますとおり、8億6千500万円の資金不足となっております。この資金不足額は、令和6年度決算における資金収支、1千万円単位で申し上げますが、マイナス17億5千万円と比較しますとマイナス幅は圧縮されておりますが、先ほど御答弁申し上げた経営改善推進事業による借入れを現時点で10億円見込んだものとなっております。

このように、現状におきましてもコロナ禍以前までの患者数の回復には至っておらず、収益が伸び悩んでいる一方で、物価高騰や人件費、労務単価の上昇に伴う費用の増加が続いている、極めて厳しい経営状況となっているところでございます。

次に、当院の経営改善の取組でありますと、今回、経営改善推進事業債を活用するに当たり、国に提出した経営改善実行計画では、収益面においては、血管外科の新設や整形外科病棟の再開など、費用面においては、1病棟削減による人件費の削減や委託契約の見直しによる経費の削減を取組しております。

今後は、これら実行計画に掲げた取組はもとより、収益と費用の両面からの収支改善を目指してまいりますが、特に医業収益の増加、中でも、診療単価の高い入院患者数、入院収益の増加に向けて、救急搬送件数の増、地域の医療機関からの紹介患者数の増、健診受診者数の増などに注力してまいりたいと考えております。

最後に、診療報酬の影響についてでございます。

近年の物価高騰や人件費の上昇に対応するため、多くの業種においては価格転嫁という手法が用いられておりますが、医療業界においては、収益の大部分を占める保険診療について診療報酬という国の公定価格により金額が決められており、各医療機関が独自に価格を設定することはできない仕組みとなっております。そのような構造の中で、昨今の急激な物価高騰や人件費の上昇に、2年に一度、改定される診療報酬が見合うものとなっていないことが全国的に課題とされており、当院においても、経営状況悪化の大きな要因になっているものと認識をしております。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 議案第2号に関わる企業版ふるさと納税の2問目です。

茨城県水戸市や佐賀県鳥栖市では、スポンサーとしてバスケットボールやサッカーのプロチームを持つ企業が、そのチームがホームとするスタジアムやアリーナ改修のために企業版ふるさと納税で寄附した事例があります。これらは、寄附金が間接的な利益を与えることにならないかが問われています。

また、企業版ふるさと納税をめぐり、福島県国見町では、官製談合事件が発生し、大きな問題になりました。高規格救急車の開発や製造に関する入札、企業版ふるさと納税を行ったA企業が、便宜を図られたB企業が有利となる入札製品の仕様書を調整し、ふるさと納税を行った企業の子会社Cが再委託を受ける仕掛けをまちと一緒につくり上げていました。河北新報の徹底追及などで問題が発覚し、当然、認可取消しになりましたが、結果としてふるさと納税の寄附金が企業の間接的な利益のために使われていくのではないかという制度の欠陥が露呈したものになりました。

市は、これらをどのように認識しているのか、伺いたいと思います。

本来、財政民主主義の原則では、国民が財政をチェックし、コントロールできなければなりません。国や地方公共団体は、予算や法令を議会で議決することで財政民主主義を実現しています。しかし、ふるさと納税では、寄附者が希望すれば匿名でよいことになり、チェックしづらくなります。また、スタジアムやアリーナの使用に当たっては、市民の活用を事実上制限し、寄附者の意向に沿った活用が可能になります。さらには、寄附金が基金などに積まれるとチェックしづらくなり、予算の単年度主義にも反する運用が想定されます。結果として、自治体の方針や事業内容が特定の企業の影響下に置かれ、財政民主主義をゆがめることにならないか、予算の単年度主義にも反するのではないかという疑問があります。

市は、これらをどのように認識しているのか、伺います。

病院の2問目です。

先ほども紹介した全国自治体病院協議会と全国自治体病院開設者協議会は、約9割が経常赤字に陥る深刻な実態の中で、今年8月に、自治体病院の持続的な運営と地域医療の確保のため、診療報酬改定での大幅な引上げや地方交付税措置の拡充などについて、総務省と厚生労働省に緊急要望書を提出しました。このままでは、自治体病院といえども閉院せざるを得ない病院が出かねない、自治体病院経営を維持するために、2026年度の次期診療報酬改定での大幅な診療報酬、とりわけ入院基本料の引上げや2025年度補正予算による緊急的な交付金等の措置、地方交付税措置の拡充、病院建築補助単価のさらなる引上げなどが必要であるという内容になっています。

先ほどの答弁にもあったとおり、市立旭川病院の経営にとっても診療報酬の影響は大きなものがあると思います。市立病院としては、大幅な診療報酬改定など医療機関を救う手だてを国に要望していく必要があるのではないでしょうか、病院管理者の見解を伺います。

機構改革のテーマには、機能集約による組織のスリム化と機動力の両立とあります。小規模な部局をつくり、部長の数を増やしたのも今津市長ですが、今回は2期目になって必要なくなったのでしょうか。

課の数が9つも減っていますが、事務の実効性が担保されるのでしょうか。特に、建築や土木、水道などの技術部門では技術者が不足する中で統合したい気持ちは分かりますが、法令上の根拠が違うものも一緒に、災害時の対応も含めて技術の継承にも影響が出るのではないかでしょうか。

いじめ防止対策推進部は、一定の役割を果たしたとはいえ、いじめ重大事態の解決は道半ばではないでしょうか。教育現場への負担が増えた一方で、人員配置などは進んでいないのが実情ではないでしょうか。

こども・女性・若者未来部は、名前の聞こえはよいが、実際には何をするのでしょうか。特に、若者未来部は、どのような対象者、どのような事業になるのか、法令上の根拠も含めてお示しいただきたいと思います。

若者支援の現場では、子どものときから様々な支援を行っても、18歳になった以降の支援が法令上難しく、継続した支援ができないという課題があります。自立支援やひきこもり対応など課題は山積みなのに、行政の手が届かないために苦労してきた分野もあります。

今回、組織をつくり、対応していくお考えなのでしょうが、具体的な事業内容をお聞かせいただきたいと思います。

部の名称変更について伺います。

部の機能や方向性を分かりやすく名称を変えるとのことです、奇をてらう安易な名称変更で、逆に分かりにくくなるものもあるのではないかと心配しています。

地域振興部を都市振興部にするのは、地域を都市に格上げしたいという意味でしょうか。

福祉保険部は、福祉部門と保険関係が一緒で、高齢者福祉や障害者福祉、国民健康保険や介護保険などが入っている、福祉と保険が一緒、そのままで分かりやすいものでした。福祉安心部に変更するということですが、安心とは何かを説明する必要があり、部の名称としてはむしろ分かりにくくなるのではないかと心配しています。

健康保健部の「康」の字を変えて「幸」の字にするのは、今も計画やスローガンに使っていますが、部署の名称にするのはいかがなものでしょうか。国語的には意味不明、市役所に勉強に来ている高校生に笑われないか心配になります。行政的には用字用語例には合わない、安易な語呂合わせか駄じやれの類いではないかと心配になります。

これらの部署の名称変更の意味をお示しいただきたいと思います。

○議長（福居秀雄）　浅利行財政改革推進部長。

○行財政改革推進部長（浅利　豪）　まず、企業版ふるさと納税についてでございます。

福島県国見町の事案についてでございますが、当該事案については、手続の公平性や透明性を欠くものでございまして、制度の信頼性を損なう大変残念な事案であったというふうに認識をしてございます。

今般の認定取消しの事案を契機に、今年度当初に内閣府が企業版ふるさと納税に関するルールを厳格化したことから、国が定めるルールを遵守するのはもとより、事業所管課とルールに対する認識を共有するとともに、寄附を受けた事業において外部委託等が発生する場合には、寄附企業が優位にならないよう、入札、契約に関する関係法令等を遵守した上で、公正な方法で事業者を選定する必要があるものと認識をしてございます。

次に、企業版ふるさと納税は、地方創生を目的として地方公共団体が独自に課題を解決するための財源を企業から得ることを支援する制度でございまして、本市においては、特定企業の利益を優先するものではないことを十分に認識した上で本制度を活用しているほか、これまで御寄附いただいた企業についても同様であるものと認識をしているところでございます。

一方で、当該制度においては便宜の供与が認定された事案もありますことから、財政民主主義をゆがめることのないよう、今後の国の動向を注視するとともに、現在のルールを遵守しながら透明性や公平性を確保し、適正な制度運用に努めてまいりたいと考えてございます。

また、基金につきましては、地方自治法における予算の単年度主義を補完する制度でございまして、複数年にわたる機動的な事業展開を可能とするメリットがございますが、寄附金を基金に積み立てる場合においても、引き続き透明性の確保に留意してまいりたいと考えてございます。

次に、機構改革についてでございます。

まず、令和5年度の組織改正で新設をしました3つの部局につきましては、今回、いずれも形を変えることになりましたが、必要がなくなったわけではなく、先ほど市長からも御答弁申し上げましたけれども、推進体制にそれぞれに課題を有しており、それらに対応するため、発展的に解消したものでございます。

次に、課の数につきましては、関連する業務を担う組織を統合するなどによりまして、128課から119課となる見込みでございますが、業務に見合った人員配置により、事務の実効性に障害にならないようにするものでございます。

また、特に技術部門においては、技術職の人員の不足は既に顕在化しており、統合に伴う効率的な人員体制によりまして将来にわたり持続可能な組織体制となるとともに、業務の幅が広がることによりまして人材の育成に資するものと考えてございます。

次に、いじめ防止対策推進部につきましては、一定の成果を上げつつも、まだまだ取り組むべきことがあるものと認識しておりますが、その途上においても、新たな部に集約することで、部内の有機的な連携に加え、いざというときにマンパワーが担保されることなど、より先に進めることができるものと考えてございます。

次に、こども・女性・若者未来部につきましては、集約されるいじめ防止や女性活躍に係る取組は当然維持していかなければなりませんが、これらに加えまして、今回新たに若者に関する施策を取り組むこととしてございます。

具体的な事業につきましては、新年度予算案の提出に向け、現在調整中ではございますが、法令上の根拠といたしましては、こども基本法においては、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れることのないよう、心身の発達の過程にある者をこどもと定義をしておりまして、旭川市こども計画においても、この定義を踏まえまして、青年期についてはおおむね30歳未満、施策の内容によっては40歳未満のポスト青年期の者を含めることとしているところでございます。

部の名称についてでございますが、都市振興部については、都市基盤の整備に係る業務の性質についてより分かりやすくしたものでございますし、福祉安心部については、国民健康保険に関する業務を市民生活部に移管することによりまして保険というものが外れるとともに、福祉によりまして市民のより一層の安心が図られるよう方向性を示したものになります。

また、健幸保健部、「こう」という字を幸せと書きますけれども、これまで健康とともに市民の幸せも目指していくという意味でこの健幸という表現を計画あるいは事業名に使用してきたところでございますが、これを部名にも用いることでより強く方向性を打ち出していこうと考えたものでございます。

なお、組織の名称に関しまして、用字の制限といったものは特にないものと認識しているところでございます。

○議長（福居秀雄） 石井病院事業管理者。

○病院事業管理者（石井良直） これまでの答弁にありましたとおり、当院の経営は厳しい状況にあります。

このたび、国が新たに創設した経営改善推進事業債を当面の資金繰りに活用しながら、入院患者数の増や病棟削減による人件費の削減など、できる限り早い時期に収支を改善できるよう、病院一丸となって取組を進めてまいります。

一方で、収入の大部分を占める診療報酬が現在の状況のままでは、一医療機関がどんなに努力したとしても経営改善には限界があるものと認識しており、その時点の社会経済情勢に見合う適正な額になっていかないことには根本的な解決にはならないものと考えております。

こうした状況から、直近では、当院が加盟している全国自治体病院協議会を通して、国に対して

医療機関への緊急的な財政支援や診療報酬の適切な見直しなどについて要望を行っているほか、全国自治体病院協議会を含む6病院団体は、次期診療報酬改定率について10%超を求める緊急要望も実施しております。

次期診療報酬については、今月末にも改定率が判明し、その後、国の諮問機関において個別具体的な診療報酬点数などが議論されますが、それら一連の動向を注視しつつ、今後においても安定的な病院経営が可能となる診療報酬の実現に向けて、関係機関と連携した要望活動を継続していかなければならぬと考えております。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 企業版ふるさと納税の3問目ですが、旭川市は企業版ふるさと納税でだまされた前例があります。

ICTパークを造るときに、某通信大手企業が、5Gの実証実験のために国から補助金約1億3千万円を自ら受け取り、市には予算になかった大型ディスプレーの増設を求め、不足する4千万円は企業版ふるさと納税で賄う約束でした。しかし、ふるさと納税は初年度の1千万円のみで、2年目以降は約束が守られず、市が負担することになりました。2021年度の決算で明らかになり、当時、議会が止まったことも思い出します。

企業版ふるさと納税については、寄附金が間接的な企業の利益をもたらすものにならないか、また、国民や議会がチェックしづらくなり、財政民主主義をゆがめるのではないか、予算の単年度主義に反するのではないかなどを議論してきました。

市としても、企業の利益のために安易に事業をつくるべきではないし、官製談合は論外ですが、公共の利益に反しないように十分に気をつけた対応が求められるのではないか、見解を伺います。

病院経営についてです。

今月3日、日本の医療を守る道民協議会から総会決議が旭川市議会に届きました。医師、薬剤師、看護師などの職能団体や、自治体病院や厚生連、社会福祉団体、北海道市長会など40の団体が名を連ね、会長は北海道医師会の会長が務めている団体です。

要約すると、医療、介護は公定価格で運営されているが、物価、賃金の急激な上昇に診療報酬、介護報酬、障害者福祉サービス等報酬の改定が追いついていない、医療機関や薬局、介護事業者等に対し、補助金や診療報酬、介護報酬など早急な対応を求める、令和7年度補正予算、令和8年度予算編成、財源を真水による大規模で抜本的な対応を緊急に行ってほしいという決議であり、旭川市議会に支援と協力を求めるものとなっています。

今、タブレットに配信されたばかりで、見ている方も少ないかもしれません。

市立旭川病院だけでなく、市内医療機関にとっても診療報酬の大幅改定が喫緊の課題となっています。市長にも見解を求めるところですが、議題は市立病院の企業債ですので、指摘にとどめ、この件については市政執行において十分にしんしゃくされますように要望いたしたいと思います。

機構改革についてですが、若者未来は大変大きな課題であり、部の名称に取り入れるだけでなく、具体的な事業をしっかりと展開することが重要だと考えます。

9日の中村みなこ議員の一般質問では、市内のひきこもりが推計3千618人で、かなりの人数がいることが分かりました。旭川市には、大都市に就職して頑張ってきたが、体を壊して戻ってき

た若者、故郷旭川に戻っても希望する仕事に就けない人、長い間、引き籠もって社会に参加できない人、自立に向けてサポートが必要な若者など、様々な課題を抱えた若者がいます。もちろん、元気に頑張っている若者の皆さんもいらっしゃいます。一方で、ひきこもりの支援は安心できる相談体制や居場所づくりなど、課題が多いということも中村みなこ議員の質問の中で明らかになりました。

旭川市として、これらの課題解決のためにチャレンジすることは歓迎したいと思います。自立支援に取り組む民間団体の力も借りながら、具体的な事業として展開されるよう期待していきたいと思います。

機構改革は、その時々の市の課題や全国的な情勢によって必要になるものだと考えます。また、現在の必要条件を今回の機構改革で全て満たしているとも思われません。

今後の機構改革の課題について、市長はどのように考えているのか御所見を伺いながら、詳細な質疑は特別委員会に委ね、私の大綱質疑を閉じたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（福居秀雄） 今津市長。

○市長（今津寛介） 機構改革の課題についてでございますが、これまで本市を取り巻く様々な課題を解決していくために機構改革を行ってまいりましたが、いずれもその時々の行政課題への対応として必要であると判断してきたものと認識をいたしております。

組織機構については、その時々によって求められる形態は違っておりますし、絶対的な正解というものは存在しないと考えますが、その時点で考えられる最善のものにしなければならないと考えております。今後、この組織体制で行政運営を進めていく中でも新たな課題が現れてくるものと思いますが、職員などの意見も受け止めながら、その都度、よりよい組織機構に見直しをしていきたいと考えております。

また、今回の機構改革による新組織体制がまだ始まっていない時点での課題の抽出は困難であります、この組織体制を絶対とせずに、様々な意見を柔軟に受け止め、ためらわずに見直しを行っていくこと、あるいは、失敗を恐れず、職員が市政の推進ができる職場づくりが重要であると考えており、次年度からの新たな体制で、職員共々、住民の福祉の向上に向けて全力を尽くしてまいります。

○議長（福居秀雄） 浅利行財政改革推進部長。

○行財政改革推進部長（浅利 豪） 企業版ふるさと納税は、地方創生への貢献という公共目的を果たすものでございまして、本市といたしましても、地方創生に資する事業の財源確保の手段として大変有効であるため、今後も活用してまいりたいと考えておりますが、制度運用に当たっては、国が定めるルールを遵守するのはもとより、手続の透明性や公平性の確保というものが重要でありますので、引き続き適正な運用に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（福居秀雄） 以上で、能登谷議員の質疑を終了いたします。

（能登谷議員、議員席に着席）

○議長（福居秀雄） 次に、金谷議員。

（金谷議員、質疑質問席に着席）

○金谷美奈子議員 それでは、通告に従いまして、大綱質疑をさせていただきます。

議案について通告しておりますので、さきの質疑と一部重なりましたが、予定どおり質疑をいたしますため、御了承をお願いいたします。

議案第2号、旭川市一般会計補正予算について、財政的な部分をお聞きしたいと思います。

今回の補正予算の提案理由と市の考え方、特に工夫した点はあるのか、お聞かせください。

市民に対しての配慮と補正予算の物価高対策以外、さきの先議以外の部分、その他の対策はどうなっているのかも含めてお答えください。

農業政策について伺います。

補正予算の中で、畠地化促進事業費、農業支援サービス導入推進費についてです。

この2事業の事業概要と今回の補正に至った理由、また、概要についてもお聞かせください。

議案第11号についてです。

病院事業会計の補正予算についてお聞きをいたします。

このたびの補正予算のうちの企業債について、概要をお聞かせください。

この企業債を申請するに至った理由を改めてお聞かせください。

もし、企業債を借入れしないとしたときはどうなるのでしょうか、借り入れた企業債は何に使うのか、現在病院が抱えている債務残高はどのくらいあるのか、改めて、追加でお聞かせいただきたいと思います。

議案第12号、旭川市事務分掌条例の改正です。

機構改革についてですが、旭川市の組織は大きく変わりますが、機構改革に至る理由と概要について改めてお聞かせください。

議案第2号から第11号及び議案第14号から第18号について、一括してお聞きしたいと思います。

給与改定についてです。

今回の職員の給与改定について、総額はどのくらいになりますか。

その財源についてもお聞かせください。

また、財政調整基金の残高は、そのためどのように変化いたしますか。

議案第32号から第39号の連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更についてお聞きいたします。

このたびの協約変更についての提案の理由と内容をお聞かせください。

さらに、これまでの定住自立圏構想から移行した経過と制度の違いも併せてお聞きいたします。

以上、1回目といたします。

○議長（福居秀雄） 熊谷総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 補正予算についてでございます。

今回の補正予算は、一般会計、特別会計及び企業会計の全部で10会計となっております。主に、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じた給与改定のほか、水田の畠地化等に伴う補助金やマイナンバー法等の一部改正に伴う経費の追加などを行うものでございます。このうち、一般会計につきましては、全200事業で総額9億8千828万9千円を追加するとともに、5件の債務負担行為の追加を行うものとなっております。

今回の補正予算は、大部分が給与改定に伴う事業費の追加となっておりますが、そのほかでは、

スマート農業機械の導入に対する補助金やヒグマ対策の経費、市民課窓口のDXに係る地域活性化起業人の経費など、北海道の補助金等を活用しつつ、速やかな対応が必要である事業について予算計上したものでございます。

次に、今後の物価高騰対策につきましては、国の総合経済対策において、食料品の物価高騰に対する特別加算を含め、重点支援地方交付金の拡充が示されているところであります、市民や事業者の皆様、議会での御意見等を踏まえ、速やかに追加の対策を取りまとめ、可能な限り早急に関連する予算を提案してまいりたいと考えております。

次に、給与改定に伴う補正額につきましては、他会計への繰出金を除きまして、一般会計では7億6千550万4千円、特別会計では6会計で5千413万3千円、企業会計では3会計で3億6千972万4千円であり、合計11億8千936万1千円となっております。

次に、一般会計の給与改定に伴う財源につきましては、特定財源では、国庫支出金で1千777万8千円、道支出金で219万2千円、繰入金で155万6千円、一般財源では、財政調整基金繰入金と前年度繰越金で7億4千397万8千円となっております。

次に、今回の補正予算成立後の令和7年度末財政調整基金残高につきましては、今後の重点支援地方交付金の拡充に伴う先議分の財政調整基金繰入金7億4千238万3千円の財源振替も見据えまして、現時点で約53億7千万円となっております。

次に、連携中枢都市圏についてでございます。

連携中枢都市圏は、人口減少下でも圏域内での連携を通じて活力ある地域経済を維持するため、毎年度、8町と協議を行い、必要に応じて協約の変更を行うこととしており、令和8年度から各町と新規1件、変更1件が合意に達し、提案に至っております。

新規の家具等の製造技術の振興は、圏域における家具や木工製品等のものづくり産業の技術力向上のため、旭川市工芸センターによる研修や技術指導、自治体間の情報共有を、4町、鷹栖町、東神楽町、東川町及び美瑛町と行うものでございます。変更の子育て支援体制の充実は、小学生までの子どもの病気時や緊急時の預かりや送迎を行う上川中部こども緊急さぽねっと事業を旭川市ファミリーサポートセンター事業に統合し、子どもの日常的な預かりや送迎の支援も8町に拡充するものでございます。

次に、定住自立圏形成協定からの移行経過や制度の違いなどについてでございますが、平成22年度に締結した定住自立圏形成協定については、圏域全体で必要な生活機能の確保、人口定住の促進等を図ることを目的としていましたが、さらに連携を強化し、圏域全体の活性化や機能強化を図るため、各町と協議を重ね、令和3年10月に旭川市が連携中枢都市宣言を行い、翌年1月に連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、連携中枢都市圏に移行いたしました。

両制度の主な相違点は、連携中枢都市圏では、指定都市もしくは中核市のみが中心市となれること、圏域全体の経済成長や都市機能の集積、強化等により力点が置かれていること、特別交付税の上限が定住自立圏8千500万円に対し、連携中枢都市圏1億2千万円に加え、普通交付税措置もあることが挙げられます。

○議長（福居秀雄） 林農政部長。

○農政部長（林 良和） 畑地化促進事業費2千849万円につきましては、水田を畑地化して畑作物の本作化等に取り組む農業者に対し、畑地利用への円滑な移行を促すために、土地改良区の地

区除外決済金等に要する経費を支援するものであります。

次に、農業支援サービス導入推進費 1 千 1 2 4 万 5 千円につきましては、農業者の高齢化、減少が進む中においても農業の持続的な発展を図るため、農業者以外の事業者も対象に、農作業を受託する農業支援サービス事業体によるスマート農業機械等の導入を支援するものです。

なお、どちらも国の事業でありますと、補助金の内示が 10 月以降に通知されたものでありますことから、今議会に補正予算として提案をさせていただいたものでございます。

○議長（福居秀雄） 木村病院事務局長。

○市立旭川病院事務局長（木村直樹） 最初に、経営改善推進事業債の概要についてでありますと、全国的に厳しい経営環境に直面している病院事業について、経営改善実行計画を策定し、収支改善に取り組む公立病院の資金繰りを支援し、経営改善を促進するため、令和 7 年度から令和 9 年度までの時限措置として新たに創設されたものであります。

その発行可能額につきましては、資金不足額と経営改善で得られる効果額を比較して小さい額とされており、当院の発行可能額については、収益の増加及び費用の削減の各種取組を経営改善で得られる効果額とした計画に基づき、21 億 2 千 8 0 0 万円が認められております。

なお、借入れ後の元利償還期間につきましては、15 年以内とされております。

次に、経営改善推進事業債を申請するに至った理由につきまして、経過を含めて申し上げますと、当院における中期経営計画の収支計画については、毎年度見直しを行っており、今年 3 月の見直しでは、令和 7 年度以降、9 年度まで非常に厳しい経営状況が続き、令和 9 年度末の資金不足比率は 19.3% と、いわゆる財政健全化法に基づく資金不足比率が 20% に迫る見込みとなることが判明いたしました。令和 7 年度あるいは 8 年度の状況によっては計画値より悪化することも想定せざるを得ず、そのような場合においても、当面の間、資金不足比率が 20% を超過することのないよう、緊急避難的な資金手当てが必要と考え、経営改善実行計画を提出するに至ったものでございます。

また、借入れを行わなかった場合の影響につきましては、10 月末現在における令和 7 年度病院事業会計決算見込みが結果として見直し後の収支計画よりも悪化しており、経営改善推進事業債の借入れがなければ令和 7 年度において資金不足比率の 20% 超過が避けられないほか、日々の支出に対応する資金繰りとして金融機関等から借り入れている一時借入金については、地方公営企業法において年度内または 1 年以内の償還が義務づけられておりますが、規定どおりの償還が困難な状況となります。

次に、経営改善推進事業債の使途についてでありますと、特定のものに限定されているわけではなく、収支改善に至るまでの当面の間の運転資金として活用することとなります。

なお、借入額につきましては、現時点で令和 7 年度に 10 億円を予定しており、残りの 11 億 2 千 8 0 0 万円につきましては、令和 9 年度までの借入れが可能でありますことから、今後の経営状況を踏まえ、検討してまいります。

最後に、病院事業会計における企業債残高につきましては、全て建設改良費に充当したものとなりますと、令和 6 年度末において医療機器及び建設工事を合わせまして 91 億 3 千 5 9 3 万 6 4 5 円となっております。

○議長（福居秀雄） 浅利行財政改革推進部長。

○行財政改革推進部長（浅利 豪） 機構改革についてでございます。

今回の機構改革は、令和6年4月に策定をいたしました旭川市行財政改革推進プログラム2024において機能的な組織体制の構築に取り組むこととしており、これに基づき実施するものでございますが、組織機構の見直しに当たっては、魅力ある都市の市役所としての機能強化と持続可能な行政運営をテーマとし、機能を集約して組織をスリム化させ、機動力を発揮させることを目的としてございます。

また、主な変更点及びその内容につきましては、1部1課でありましたいじめ防止対策推進部、女性活躍推進部の機能をこども・女性・若者未来部に集約し、部内連携によりますより効果的な事業構築や人員体制の充実を図るとともに、政策部門から財政部門を分離し、税や行政改革の各部門と集約することにより、財政規律を重視しながらさらに徹底した行財政改革を行い、財政基盤の強化を図るほか、部の機能や方向性が分かりやすく伝わるよう、複数の部の名称を変更するものでございます。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 それでは、2回目をいたします。

議案第2号、補正予算についての2回目です。

畠地化促進事業費について、これまでの米不足などによって減反政策はどうなのかという疑問の声が上がっている中で、今回の事業といいますのは、むしろ減反政策を進めるという内容であると思います。水田を畠に変えると国からお金が支払われるということで米づくりが減っている、こういったことがよいのか疑問がありますが、では、旭川市において、水田がこの畠地化によって減ってきてはいないのでしょうか、お聞かせください。

農業支援サービス導入推進費について、事業費が不足しているということはなかったのでしょうか、望んでいるのに使えなかったということはなかったのかもお聞かせください。

議案第11号、病院事業です。

これまでも、経営改善に向け、取組を行ってきたと思います。その内容について改めてお聞かせください。

経営改善のために、外来患者の受入れ増については検討はしないのでしょうか。内科外来待合室で診療待ちの際、隣の小児科の椅子はいつもほぼ空いています。

紹介なしの小児科新患の場合、初診料の7千円についてはどうなっていますか。

子ども医療費が無償化され、市内の小児科は、クリニックが大変混んで待ち時間が長いと聞いておりますが、市立病院で対応すべきではないでしょうか。小児科等、外来患者を増やすことで経営改善をすべきではないかと考えますが、見解についてお聞かせください。

議案第12号の機構改革についてです。

これまで丁寧に事業を積み上げていた女性活躍推進部の廃止については、大変残念でなりません。これからますます期待される部だったにもかかわらず、なぜ廃止をするのでしょうか、根拠、理由をお聞かせいただきたいと思います。

また、いじめ防止対策推進部も同じく3年で廃止となります、理由についてお聞かせください。

そもそも、この2つの部はなぜ新設されたのか、スタートの理由をお聞かせいただきたいと思い

○議長（福居秀雄） 熊谷総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 連携中枢都市圏についてであります。

連携協約に基づく具体的な取組は3分野で、それぞれ圏域全体の経済成長の牽引、高次の都市機能の集積、強化、圏域全体の生活関連機能サービスの向上となっております。

今回の提案以外の主なものを挙げますと、大雪カムイミンタラDMOの活動等による広域観光の推進、旭川空港利用拡大期成会による空港の路線誘致や利用拡大等の推進、初期医療や2次救急医療等における連携、旭川市立大学の活用による連携の促進などが挙げられます。こうした取組を通じて、圏域全体の経済活性化や交通等の都市機能の維持、強化、地域の安心、安全な環境の創出、効率的な行政運営などにつながっているものと認識しております。

また、連携協約に掲げる取組を効果的に推進するため、旭川大雪圏域連携中枢都市圏ビジョンを策定し、取組ごとの成果指標や各自治体における具体的な取組を定め、首長会議をはじめ、年に2回程度の企画担当者・課長会議、各事業の担当者会議、有識者を交えたビジョン懇談会を開催しております。さらに、毎年度、成果指標の進捗や各事業における自治体ごとの取組状況、次年度の取組予定を取りまとめ、取組状況の可視化や活発な意見交換を行うことで、今回御提案いたしました子育て支援体制の充実のように取組の拡充につながるなど、連携効果を高めるよう取り組んでおります。

○議長（福居秀雄） 三宮経済部長。

○経済部長（三宮元樹） 連携中枢都市圏の新規事業として、家具等製造技術の振興を追加したことによる効果等についてでございます。

旭川家具というブランドが、本市のみならず、周辺の東神楽町や東川町などで製造された家具の総称であるように、家具・木工クラフトの製造業は本市及び周辺町でも主要な産業の一つでございますが、職人の高齢化や若手の技能習得の機会の確保など、技能や技術の継承と人材育成に係る課題は圏域全体で共通して取り組むべきとの認識が共有されたところでございます。そのため、今回、新規連携につながったところでございます。

旭川市工芸センターでは、これまで、産地の中心にある試験研究機関として、技能五輪に出場する選手の訓練や研修、技術指導を行ってまいりましたが、圏域連携によりまして連携町を通じた事業者や若い職人を支援する枠組みが整うこととなりますので、こうした取組を通じて、さらに圏域全体で産業基盤を強化し、家具・木工分野をはじめとする地域のものづくり産業の持続的な発展につなげてまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 それでは、3回目です。

このたびの補正予算についてはおおむね理解できましたが、給与改定について、総額が市の財政に与える影響は小さくないと分かりました。昨年度の決算見込みも既に示されており、財政調整基金の残高は一応 50 億円は確保されていると分かりましたが、厳しいことに変わりはありません。

市民生活も物価高による影響が大きく、これまでも指摘してきた経済対策として飲食店などへの高騰対策の支援、また工夫が必要であると指摘をしておきます。ぜひ、検討をお願いいたします。

病院事業会計の企業債について、様々な経営改善を行ってきました。診療科の活用が必要ではないかと指摘をしておりますが、特に、小児科について、子ども医療費の無償化により市内小児科は

非常に混んでいます。初診料も7千円が無料であるということが分かりました。PRしていただきたいと思います。

ニーズがあります。市民病院として、改めて市民のための病院であることも十分考えていただきたいと指摘をいたします。

機構改革については、市長に伺います。

市長が初当選してつくられた2つの部が、今回廃止という方向性が示されています。いじめ防止対策推進部は、市長の目玉政策でありました。市長としては、これをどう受け止めているのでしょうか、お示しいただきたいと思います。

またさらに、女性活躍推進部の廃止に対しては、ジェンダー平等の視点から見て、旭川市が女性に選ばれる地方となるのか、最優先課題であったはずです。

我が国は、現在、止められない少子化に向かっています。これまでの政策は、成人で障害のない健常者である男性たちによって全て決められてきた歴史があります。せっかく新しくつくった女性活躍推進部の廃止で、このことが後退していくのではないかと大変心配をしております。

2回目の答弁では、理由が人員の不足となっておりました。統合することで解決になるのでしょうか。来年度、職員配置を増やす方針が示せるのですか、見解をお聞かせください。

連携中枢都市圏形成については、変更によって、家具のまちとして、今後の経済成長を見据え、圏域として幅広い製造技術の強化に加え、地域ものづくり産業を圏域全体で発展していくとの答弁に大いに期待しております。

この続きにつきましては、引き続き委員会での補正予算の質疑に譲り、私の大綱質疑を終了いたします。

○議長（福居秀雄） 今津市長。

○市長（今津寛介） 機構改革についてでございます。

私は、令和3年9月に旭川市長に初当選し、1期目の任期をスタートいたしました。

それから1年経過し、その時点で私が重要な課題と考えておきましたいじめの問題、また、女性が活躍する社会をつくること、こうした課題に対応するために、令和5年4月にいじめ防止対策推進部及び女性活躍推進部を新設いたしました。この間、両部では、私の思いや市民のニーズに応えてしっかりと取組を進め、いじめ防止対策推進部に関して申し上げると、いじめ防止対策「旭川モデル」の確立や不登校などへの取組、女性活躍推進部では、女性が生き生きと活躍するための様々な事業、そして相談体制の強化など、大きな成果を上げております。

しかしながら、両部は1部1課という組織体制でしたが、それぞれが有する課題に対して専門的に取り組むという意味ではメリットもありますが、一方で、多様化、複雑化する課題に対応していくため、関係部局とのより緊密な連携が求められたり、マンパワーの不足を感じるといった場面もあったと、担当する職員から伺っているところでございます。

このような課題に加え、これまで専門的に取り組む部署がなかった若者という分野にも新たに取り組む必要があると判断し、子ども、学生、若者、子育て世代といった連続性がある支援の実現、さらには、それぞれが密接に関わることから、これらを一体的に連携して取り組むべきものと考えたところであり、人員についても、今後の予算編成における事業構築状況も確認しながら、それに応じた体制の充実を図ってまいります。

したがいまして、私としましては、部として設置した当初の目的や課題をこれからも認識しながら取り組んでいかなければならないものと考えておりますことから、今回の機構改革は、決して後ろ向きではなく、あくまでも発展的に、文字どおり旭川市の明るい未来を託す重要な部として総力を結集するという思いで、この機構改革案をお示ししたところでございます。

○議長（福居秀雄） 以上で、金谷議員の質疑を終了いたします。

(金谷議員、議員席に着席)

○議長（福居秀雄） 以上で、大綱質疑を終わります。

○議長（福居秀雄） ここで、ただいま議題となっております議案38件の審議方法についてお諮りいたします。

本案につきましては、審議の慎重を期するため、15名の委員をもって構成する補正予算等審査特別委員会を設置し、その審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、ただいま設置の決定を見ました補正予算等審査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、議長の指名によることになっておりますので、直ちに議長の指名者について事務局長から発表いたします。

○議会事務局長（稲田俊幸） 氏名を申し上げます。

なお、敬称は省略させていただきます。

補正予算等審査特別委員会委員

1番	横山 啓一	2番	いしかわまさき	3番	笠井 まなみ
4番	あべなお	6番	江川あや	7番	上野和幸
8番	植木だいすけ	10番	駒木おさみ	12番	たけいしよういち
4番	沼崎雅之	15番	まじま 隆英	16番	高橋紀博
8番	塩尻英明	25番	石川厚子	29番	高花えいこ

以上、15名でございます。

○議長（福居委雄） 引き続き、本特別委員会の正副委員長の選任についてお諮りいたします。

まず、正副委員長選任の方法につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において互選することになっておりますが、議事運営の都合上、この場合、議長の指名推選によりそれぞれ選任することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました選任方法に基づき、議長の指名推選者を事務局長から発表いたします。

○議会事務局長（稻田俊幸） 氏名を申し上げます。

なお、敬称は省略させていただきます。

補正予算等審査特別委員会

委員長 29番 高花えいこ

同じく副委員長 14番 沼崎雅之

以上であります。

○議長（福居秀雄） お諮りいたします。

ただいま事務局長から発表いたしましたとおり、それぞれ選任することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本特別委員会の正副委員長は、議長の指名推選どおり、それぞれ選任することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） ここで、お諮りいたします。

この際、日程の順序を変更し、日程第6、議案第40号、旭川市教育委員会教育長の任命についてを議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定し、日程第6、議案第40号、旭川市教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

今津市長。

○市長（今津寛介） 議案第40号、旭川市教育委員会教育長の任命につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

旭川市教育委員会教育長野崎幸宏氏は、本年12月12日をもちまして任期満了となることから、その後任といたしまして、和田英邦氏を新たに任命いたしたく、議会の同意を得ようとするものでございます。

和田氏は、平成元年3月、北海学園大学を卒業された後、旭川市に奉職し、市民生活部長、農政部長、旭川市選挙管理委員会事務局長などを歴任され、現在、総務部長の要職にある方でございます。

和田氏は、教育行政に関し、豊かな識見を有されており、かつ、人格も高潔な方でありますことから、本市の教育長として適任であると存じますので、何とぞ御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり同意することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） ここで、12月12日をもって任期満了となります教育長野崎幸宏氏から御挨拶をいただくことといたします。

○教育長（野崎幸宏）（登壇） 開会中の貴重なお時間をいただきて、大変恐縮をしております。

令和4年10月7日に教育長に就任し、明日で2期目の任期満了を迎えることとなりました。この日を迎えるのも、ここにいらっしゃる議員の皆様、そして、市長をはじめ、職員の皆様の御指導や御支援があったからこそあります。心より感謝を申し上げたいと思います。

いじめ防止対策の取組については、市長のリーダーシップの下、旭川モデルが動き出すとともに、教育委員会でも、職員の頑張りと学校の協力もあって取組が進み、一定の形になったものと思っております。

しかし、この件に関わりましては、まだ道半ばであるものがありますし、起きていた様々なことへの対処においても自分の力不足を実感し、改めてこの職の重責を感じたところでありまして、あつという間の3年2か月ありました。この間、一緒に働き、苦労してくれた職員に、ただただ、心から感謝を申し上げるところであります。

また、38年8か月の本市職員としての最後が、子どもたちの教育、そして文化振興に関わる職であったということは、私にとってやりがいがありましたし、学校で子どもたちの様子を見たり市民の文化活動に接するということは喜びがありました。

そして、長年にわたり、議員の皆様には大変お世話になりました。特に、コロナ禍においては、大きな予算でも専決処分をお願いし、まるで通常議会のように臨時会を開催していただくなど、前例にとらわれず議会の開催をいただいたということに大変感謝を申し上げているところであります。

議員の皆様、そして、至らぬ私を支えていただいたたくさんの職員とよい出会いをいただき、教え、支えてくださったこと、誠に感謝に絶えないところであります。

ありがとうございます。

言葉足らずでありますけれども、退任に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

皆様、本当にありがとうございました。（拍手）（降壇）

○議長（福居秀雄） 続いて、ただいま教育委員会教育長に任命の同意を得ました和田英邦氏から御挨拶をいただくことにいたします。

○総務部長（和田英邦）（登壇） ただいま教育長の任命につきまして議会の同意を賜りましたことに、心から感謝を申し上げます。

誠に、身の引き締まる思いでございます。

教育長の重責を考えますと、私自身、もとより微力ではございますが、これまでの行政経験を生かし、また、努力と研さんを重ね、職員の皆さんの支えもいただきながら、将来の旭川を担う子どもたちのために、そして、市民の皆様が、自ら学び、心豊かに暮らしていくために、誠心誠意、職務に励む所存でございます。

議員の皆様におかれましては、これまで以上の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げま

して、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

今後とも、どうぞよろしくお願ひいたします。 (拍手) (降壇)

○議長（福居秀雄） ここで、お諮りいたします。

本定例会は、補正予算等審査特別委員会開催等のため、明12月12日から16日までの5日間、休会することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、明12月12日から16日までの5日間、休会することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 本日の会議は、以上で終わりたいと思います。

なお、12月17日、本日に引き続き午前10時から会議を開きますので、定刻までに御参集願います。

12月17日の議事日程は、本日の続行であります。

それでは、本日の会議は、これをもって散会いたします。

散会 午前11時29分

以上のとおり会議のてんまつを記載し、その
相違ないことを証するため、ここに署名する。

旭川市議会議長

署名議員

署名議員